

平成 2 5 年 第 1 7 回 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 1 0 月 3 日
招 集 場 所	役場 第 3 会 議 室
開 会	1 1 時 0 0 分 委 員 長 宣 告
出 席 委 員	井上教育委員長 立脇教育委員 福田教育委員 川上教育委員 内田教育長
欠 席 委 員	
教 育 長 の 報 告	<p>別紙資料による</p> <p>○事業報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨による防災対策本部設置 ・中学校体育祭 ・定例会 ・西部地区町村教育委員会連絡協議会役員会 <p>○行事予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクラム教育報告会 ・町体育祭 ・県・市町村教育行政連絡協議会 ・ふれあい文化祭 ・ふる里まつり・生涯フェスティバル ・県町村教育長会 ・中学校文化祭 ・市町村教育委員会研究協議会 ・郡小学校音楽会 小中合同音楽会 ・日野郡の教育を考えるフォーラム ・小学校学習発表会 ・町同和教育研究集会 ・小学校計画訪問 ・中学校計画訪問

議 事 日 程		
議 事 の 経 過		
日 程 そ の 他	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第1 議案第39号区域外就学について	委員 長	日程第1議案第39号について説明を求める。
	教育 長 事務 局	日程第1議案第39号区域外就学について承認を求めるもの。詳細については事務局から説明させる。 ※資料に基づき詳細説明
日程第2 議案第40号特別支援学級の設置について	委員 長	説明を受けたが、質疑はあるか。無いようなので、承認してもいいか。
	委員	はい。
	委員 長	日程第1議案第39号について承認する。
	委員 長	日程第2議案第40号について説明を求める。
	教育 長	日程第2議案第40号特別支援学級の設置について審議承認を求めるもの。
	教育 長	説明を受けたが、質疑はあるか。無いようなので、承認してもいいか。
中央審議会について	委員	はい。
	委員 長	日程第2議案第40号について承認する。
	委員 長	中央審議会について説明を求める。
	教育 長	流れとしては、教育再生実行会議が6月までに、第1次提言としていじめ問題に対する提言、第2次提言で教育委員会制度のあり方についての提言、第3次提言で大学教育等に在り方についての提言、第4次提言で高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について提言をした。そして中央教育審議会の教育制度分科会で、今後の地方教育行政のあり方についての議論が始まった。この問題については今月の中旬に答申案の原案が出されることになっている。関係団体の意見聴取をして今年の12月に答申が出される予定。それを受けて来年の1月に召集される通常国会に今の段階では法改正として出されるという流れになっている。今後の地方教育行政のあり方の中には、3つの柱がある。1つは教育

委員会制度の改革、2つ目は国と都道府県と市町村の役割分担、3つ目は学校と地域と保護者のあり方の3つがある。現在議論されている新しい教育委員会制度の仕組みを作るときに、教育委員会というものは独立性・合理性・持続性これをきちっと担保するとしている。教育委員会の責任者は教育長だとしており、教育長が実施することとしている。

点検評価と条例案・予算案に対する意見に関することについては、どこの権限にするのかは空白な状態になっている。どういう仕組みのパターンがあるかについては、4案でている。1つ目のパターンは、執行機関は町長だということ。教育委員会は町長の付属機関である。教育長も町長の補助機関であるとしている。2つ目のパターンは、執行機関は教育委員会だが教育長は入っていない。教育長は教育委員会の補助機関として位置づける。ただし任命や罷免というものは議会の同意を得て、町長が行なうものとするとしている。3つ目のパターンは、執行機関は町長だとしている。ただし点検評価や教育行政の基本方針や予算案、条例案などの性格を定めたものについてのみ運用する執行機関ということで教育委員会を位置づけるとしている。教育長は町長の補助機関としている。当然罷免は町長が持っている。4つ目のパターンは、執行機関が教育長で教育委員会は教育長の補助機関としている。町長は議会の同意を得て教育長を任命・罷免するとしている。だが第33回の中央審議会で、中間答申の原案の中で首長が執行機関、教育長は首長の補助機関、教育委員会は首長の付属機関という案がもっともふさわしいという意見が主になっている。この原案がそのままいくか、もう少し議論して形を変えたものが出てくるかどうかということを目している。今のように教育委員会が執行機関として、物事を決めていくということにはならないと思っている。したがって、そうなった時にこの教育委員会というものの自体は、審議機関として年に数回意見を言うだけの機関になってしまうということは考えられる。

委員長 説明があったが意見はあるか。

委員 教育委員会制度がダメだということがこの国に定着している。首長の下に置かないといけないということだと感じる。

教育長 書かれていることを見ると、首長の補助機関になっても首長は教育長に対して、事細かな指揮監督は出来ない条項を作らなければならないとか書いてあるが、これに限らず本当に中教審の議論が通用するだろうか。

委員 今は独立機関としての執行機関になっていて、首長はあからさまに手を出すことが出来ないが、今度はどうどうと出来るようになる。

教育長 国と都道府県と市町村の役割分担という話の中で、注目してほしい事がある。県費負担教職員の人事権・給与負担のあり方について、この背景にあるのは道州制である。道州制の議論というのは、来年の通常国会に法案として出される。全国町村会あたりが猛反対しているので、経団連が出してきた2018年までにするという期限を自民党は今回外したが、全国知事会も中核市長会も政令市長会も基本的には賛成であるため、それを押し切ってくると思われる。その時に言えるのは、県費負担教職員の人事権・給与負担のあり方は基礎自治体でなければ出来ない仕組みになっている。鳥取県でいうと

鳥取1区と2区という形になる。教育行政も合わせてくるということが前提としてある。特に学校教育は西部圏域で1つということになるということが見えてくる。教育委員会制度も大きく変わるけども、実はその枠組みも大きく変わってくる。日南町あたりでの、教育行政というものが非常に遠くの存在になってくるということが予想される。このような流れが、教育行政のあり方の動きの裏にきちっとあるということもご理解いただきたい。